

本事業の実施は令和6年2月定例議会における予算の成立を条件とします。

子どもたちの文化芸術活動を 応援します！

鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金

個人対象・
随時受け付けます

公募展・コンクール等への挑戦を支援！

■公募展・コンクール等挑戦支援事業■

対 象:全国公募展やコンクール等に出品・出場
する個人(高校生年齢以下)
内 容:出品・参加料、交通・宿泊費の一部を助成
補助率:経費により 10分の10 又は 2分の1
上限額:(国内)1万5千円~4万5千円
(国外)20万円

詳しくは
裏面へ

募集期間:随時(出品・出場申込の20日前までに申請)

⇒大会で入選・入賞した方への支援もあります！

外部講師招へいによるレベルアップを支援！

■文化芸術活動レベルアップ支援事業■

対 象:県内の文化芸術団体(部活動もOK)
内 容:団体に所属する高校生年齢以下の者に対
して行う、外部講師を招へいして行う講座、
クリニック等に係る経費(会場使用料、
講師謝金・交通費等)を助成

補助率:10分の10

上限額:10万円

募集期間:一次募集 R6.3.4~5.20

二次募集 R6.8.1~8.30

※審査の上、交付対象事業を決定します。

公募展・コンクールの開催を支援！

■若年層のための公募展・コンクール開催支援事業■

対 象:県内の団体・法人
内 容:高校生年齢以下を対象とした公募展・コ
ンクールの開催に係る経費の一部を助成
補助率:10分の10
上限額:30万円
(全国大会の予選等に位置付けられるもの)20万円
募集期間:R6.10.31まで(事業開始の20日前までに申請)

子どもたちによる作品展示・舞台公演を支援！

■次世代活動者育成支援事業■

対 象:県内の文化芸術団体
内 容:高校生年齢以下が出品・出演する作品
展示・舞台公演に係る経費の一部を助成
補助率:2分の1
上限額:15万円
(大規模事業・県外事業のみ) 30万円
募集期間:一次募集 R6.3.4~4.5
二次募集 R6.8.1~8.30

※それぞれ、補助対象となるには一定の要件があります。詳細は、ホームページにて、各事業の募集要項、鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金交付要綱をご確認ください。

※予算の状況により、二次募集を行わない場合や、新規申請の受付を停止する場合があります。最新の情報はホームページでご確認ください。

【申請方法】

交付申請書、実施計画書、収支予算書を作成し、参考となる書類とあわせて、持参、郵送、電子メール、又は「とっとり電子申請サービス」により提出してください。様式はホームページからダウンロードできます。

申請書の書き方や計画の立て方などのご相談にも応じます。
申請を予定されている方は、まずはお早めにご相談ください！

詳しくはホームページへ↓

【申請・お問い合わせ先】

鳥取県地域社会振興部文化政策課(〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地)

電話:0857-26-7843 ファクシミリ:0857-26-8108

電子メール:bunsei@pref.tottori.lg.jp

ホームページ:https://www.pref.tottori.lg.jp/202873.htm

鳥取県文化政策課



■公募展・コンクール等挑戦支援事業の概要■

(1)公募展・コンクール等への参加に対する支援

補助対象事業：**県外で開催される全国的な**公募展やコンクール等への出品・出場。(一人/年間/2公募展・コンクールまで)

区分	【美術分野】	【実演芸術分野】		
	公募展	予選大会等がない 単独開催のコンクール	ブロック大会、予選大会	予選大会等を経た本選大会
1 補助対象経費	①出品料 ②出品作品に係る額装 代・輸送料	参加料	参加料	①参加料 ②出場に係る交通・宿泊費
2 補助率	①10/10 ②1/2	10/10	10/10	①10/10 ②1/2
3 上限額	1万5千円	2万円	2万円	4万5千円 【開催場所が国外の場合】 20万円

(2)入選・入賞者への支援

県外で開催される全国的な公募展やコンクール等で入選・入賞された方を対象とし、県外で開催される講習会等への参加や、作品制作に係る経費の一部を助成します。補助率10/10、上限額は要件により3万円～8万円。

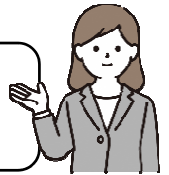
詳細はホームページに掲載している公募展・コンクール等挑戦支援事業募集要項をご覧ください。

補助金を受けて事業を行うには(事業の流れ)



どうやって手続きしたらいいのかな？

補助金を受けるには、事業に取り掛かる前に申請が必要です。要件や、申請書の書き方などのご相談にも応じます。お早めにご連絡ください！



事業実施前

○各事業の詳細や、助成を受けるための要件は、各事業の募集要項、鳥取県次代の文化芸術を担う人材育成事業補助金交付要綱に記載されています。

○交付申請に必要な書類(交付申請書、実施計画書、収支予算書など)を作成します。

☞募集要項・交付要綱・様式は鳥取県文化政策課ホームページ
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/202873.htm>)で
閲覧・ダウンロードできます。



○各事業の募集期間内に、持参、郵送、電子メール、又は「とっとり電子申請サービス」により書類を提出します。

○県において提出された書類を審査し、要件に合致することが確認できた場合、補助金の交付が決まります。

○事業を実施するにあたって資金が不足する場合などは、予め補助金の支払(概算払)を受けることができます。

事業実施

○事業計画にそって事業を実施します。

○お金の出納を記録し、領収書など支払に関する書類は必ず保管してください。

○事業計画に変更が生じる場合は、必ず事前に相談してください。

事業実施後

○実績報告に必要な書類(実績報告書、実施報告書、収支決算書など)を作成します。補助対象経費については、内訳のわかる領収書(写)等の証拠書類を添付します。

○事業完了(最後の支払が完了した時点)から30日以内に、書類を提出します。

○県において提出された書類を審査し、事業が適正に実施されたと認められる場合、補助金の額が確定されます。

○補助金が県から支払われます(精算払の場合)。